

事務連絡  
令和2年2月18日

会員各位

全国畜産農業協同組合連合会  
( 公 印 省 略 )

### 牛肉の放射性物質自主検査の終了について

平素より、当会の運営にご尽力いただいておりますことにお礼申し上げます。

さて、昨年3月、原子力災害対策本部の定めたガイドラインに基づき、岩手県、宮城県、福島県※、栃木県において、牛肉の出荷制限が解除されました。

解除後も引き続き適切な飼料管理、飼養管理が徹底され、安全な畜産物しか出荷されない体制が維持されております。

これらの取組により、全国で、平成25年以降は食品の放射性物質の基準値である100 Bq/kgを超過する牛肉は検出されておられません。

このような状況を背景とし、行政機関では牛肉の放射性物質自主検査の終了に向けた検討を進めており、国が行ったアンケートでは、回答を頂いた都道府県、食肉処理業者が基本的に自主検査を終了したいとの意向を示しています。

併せて、小売店、卸売業者及び消費者団体に対しても、自主検査の終了について説明を行い、一定の理解が得られているところです。

これを契機に当会でも、行政機関、関係団体と連携し自主検査の終了に向け、別添のパフレットを作成しましたので、会員各位におかれてはご理解を頂くとともに、自主検査の終了に向けご準備頂くようお願いいたします。（輸出先国の求める放射性物質検査の実施については、県と食肉処理場等とでご相談をお願いします。）

※帰還困難区域を除く

# 牛肉の放射性物質自主検査の終了について

～令和2年4月1日から検査を終了します～

令和2年2月

関係者各位

昨年3月、岩手県、宮城県、福島県（帰還困難区域を除く）、栃木県において生産される牛肉の安全性が評価されたため、原子力災害対策本部の定めたガイドラインに基づき、牛肉の出荷制限が解除されたことにより、全ての都道府県で牛肉の出荷制限がなくなりました。

また、上記4県では、適切な飼料管理、飼養管理が行われていることを確認するための牛肉のモニタリング検査を限定的に実施することとして、令和2年度に検査対象となる牛肉についての検査の仕組みを構築する方向であり、このため、これまで一部の県を除き全国的に行われていた自主検査は継続する必要性はなくなるものと考えています。

更に、小売店、卸売業者及び消費者団体に対しては、これまで一部の県を除き全頭を対象に実施していた自主検査の終了について説明を行い、一定の理解が得られているところです。

このような背景により、行政機関では本年3月末日をもって牛肉の放射性物質自主検査を終了する方向であり、全国の牛肉の生産・流通関係団体においても、行政機関と連携し自主検査を終了する方向としましたので、関係先におかれましては、是非ともご理解、ご協力賜りますことをお願い申し上げます。

## 終了時期及び対象検査

- (1) 検査終了時期：令和2年4月1日から
- (2) 終了する検査：全国でと畜解体・加工される牛肉全頭を対象とした放射性セシウム自主検査

全国農業協同組合連合会	全国畜産農業協同組合連合会	全国酪農業協同組合連合会
全国開拓農業協同組合連合会	全国肉牛事業協同組合	公益社団法人日本食肉市場卸売協会
全国食肉センター協議会	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	一般社団法人日本食肉加工協会
JA全農ミートワース株式会社	東京食肉市場卸商協同組合	全国食肉業務用卸協同組合連合会
日本食肉流通センター卸売事業協同組合	全国食肉事業協同組合連合会	全国食肉生活衛生同業組合連合会
一般社団法人日本食肉協会		